

ご利用料のご案内(1割負担)

【入 所】

★入所利用料(基本型)

居室	要介護度	基本日額	居住費	食費	サービス提供 体制強化加算	夜勤職員 配置加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)	合計(月額)
個室	要介護1	¥717	¥1,728	¥1,445	¥22	¥24	¥100	¥100	¥4,136	¥124,080
	要介護2	¥763							¥4,182	¥125,460
	要介護3	¥828							¥4,247	¥127,410
	要介護4	¥883							¥4,302	¥129,060
	要介護5	¥932							¥4,351	¥130,530
多床室	要介護1	¥793	¥437	¥1,445	¥22	¥24	¥100	¥100	¥2,921	¥87,630
	要介護2	¥843							¥2,971	¥89,130
	要介護3	¥908							¥3,036	¥91,080
	要介護4	¥961							¥3,089	¥92,670
	要介護5	¥1,012							¥3,140	¥94,200

※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰの条件を満たせば上記料金の¥51割増となります。

【在宅強化型の基本日額】

■ 個室 要介護1(¥788)、要介護2(¥863)、要介護3(¥928)、要介護4(¥985)、要介護5(¥1,040)

■ 多床室 要介護1(¥871)、要介護2(¥947)、要介護3(¥1,014)、要介護4(¥1,072)、要介護5(¥1,125)

※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱの条件を満たせば上記料金の¥51割増となります。

- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が80%以上配置されている場合、¥22(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 入所後30日に限り、上記料金の ¥30(初期加算)割増となります。
- * 短期集中リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月に限り上記料金の ¥200(短期集中リハビリテーション実施加算)割増となります。
- * 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の場合、上記料金の1食 ¥6(療養食加算)割増となります。
- * 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所は、基本月額に各種加算を加え、介護職員等処遇改善加算(7.5%)を乗じた額が割増となります。
- * 科学的介護推進体制の条件を満たせば、上記料金の¥60(¥40)割増となります。体制の基準が異なります。
- * 入所の場合は、基本日額の中にオムツ代が含まれます。

【(介護予防)短期入所療養介護】

★(介護予防)短期入所療養介護利用料(基本型)

居室	要介護度	基本日額	滞在費	食費	サービス提供 体制強化加算	夜勤職員 配置加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)
個室	要支援1	¥579	¥1,728	¥366 (朝食)	¥22	¥24	¥100	¥100	¥3,998
	要支援2	¥726							¥4,145
	要介護1	¥753							¥4,172
	要介護2	¥801							¥4,220
	要介護3	¥864							¥4,283
	要介護4	¥918							¥4,337
多床室	要支援1	¥613	¥437	¥366 (朝食)	¥22	¥24	¥100	¥100	¥2,741
	要支援2	¥774							¥2,902
	要介護1	¥830							¥2,958
	要介護2	¥880							¥3,008
	要介護3	¥944							¥3,072
	要介護4	¥997							¥3,125
要介護5	¥1,052	¥3,180							

※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰの条件を満たせば上記料金の¥51割増となります。

【在宅強化型の基本日額】

■ 個室 要支援1(¥632)、要支援2(¥778)、要介護1(¥819)、要介護2(¥893)、要介護3(¥958)

要介護4(¥1,017)、要介護5(¥1,074)

■ 多床室 要支援1(¥672)、要支援2(¥834)、要介護1(¥902)、要介護2(¥979)、要介護3(¥1,044)

要介護4(¥1,102)、要介護5(¥1,161)

※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱの条件を満たせば上記料金の¥51割増となります。

- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が80%以上配置されている場合、¥22(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 個別リハビリテーションを実施した場合、上記料金の ¥240(個別リハビリ実施加算)割増となります。
- * 送迎をした場合、上記料金の ¥184(片道)割増となります。
- * 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の場合、上記料金の1食 ¥8(療養食加算)割増となります。
- * 重度療養管理を実施した場合、上記料金の ¥120円(重度療養管理加算)割増となります。
- * 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所は、基本月額に各種加算を加え、介護職員等処遇改善加算(7.5%)を乗じた額が割増となります。

● その他の料金(全額自己負担)

① 電気代 ¥50

② その他 上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用などは自己負担となります。

食事と居住費の負担軽減について

所得段階によって、負担上限額が設けられており、上限を超えた利用額は介護保険から支給されます。
※支給されるには、「介護保険負担限度額認定」の申請が必要になります。

【利用者負担段階の対象者及び負担限度額(月額)】

利用者負担段階	対象者	預貯金等の資産の状況	居住費等		食費	
			個室	多床室	入所	短期入所
第1段階	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	・単身:1,000万円以下 ・夫婦:2,000万円以下	¥550	¥0	¥300	¥300
第2段階	・住民税非課税世帯で、前年の公的年金収入金額 +その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	・単身:650万円以下 ・夫婦:1,650万円以下	¥550	¥430	¥390	¥600
第3段階①	・住民税非課税世帯で、前年の公的年金収入金額 +その他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	・単身:550万円以下 ・夫婦:1,550万円以下	¥1,370	¥430	¥650	¥1,000
第3段階②	・住民税非課税世帯で、前年の公的年金収入金額 +その他の合計所得金額の合計が120万円超の方	・単身:500万円以下 ・夫婦:1,500万円以下	¥1,370	¥430	¥1,360	¥1,300
第4段階	・世帯に課税者がいる場合またはご本人が住民税課税者の方		¥1,728	¥437	¥1,445	¥1,445

- ◇ 利用者負担段階で決められた負担を適用すると生活保護の受給者となる方は、生活保護を必要としない状態となるよう、利用者負担が軽減されます。
- ◇ 住民税課税世帯の場合には、負担軽減の対象になりません。しかし、高齢者夫婦世帯等で一方が施設に入所し、「居住費・食費」を負担することで、在宅で生活する配偶者等の生計が困難になる等、一定の要件を満たし申請により認められた方は、利用者負担第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。

高額介護サービス費について

同じ月に受けたサービスの利用者負担(定率負担)の合計額が、下表の上限額を超えた場合には、市町村に高額介護サービス費の支給申請をすることにより、超えた分があとで支給されます。
世帯に複数のサービス利用者がある場合は、世帯合算により負担上限が決定されます。

【利用者負担の上限額(月額)】

区分	上限額(世帯合計)
・課税所得690万円以上の世帯 (年収約1,160万円以上)	140,100円
・課税所得380万円以上690万円未満の世帯 (年収約770万円以上約1,160万円未満)	93,000円
・課税所得145万円以上380万円未満の世帯 (年収約383万円以上約770万円未満)	44,400円
・住民税課税世帯(一般世帯)	44,400円
・住民税非課税世帯	24,600円
・前年の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	15,000円 (個人)

ご利用料のご案内(1割負担)

【通所リハビリテーション】

★提供時間が6時間以上7時間未満の場合

要介護度	基本日額	食費	サービス提供体制強化加算	中重度者ケア体制加算	入浴加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)
要介護1	¥675	¥408	¥22	¥20	¥40	¥50	¥50	¥1,265
要介護2	¥802							¥1,392
要介護3	¥926							¥1,516
要介護4	¥1,077							¥1,667
要介護5	¥1,224							¥1,814

- * 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的に質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、当事業所の理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合、1回につき¥600割増となります。
- * 3時間以上のサービス提供時に、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士等の合計数が当該事業所の利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合、¥24/日(リハビリテーション提供体制加算)割増となります。
- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が70%以上配置されている場合、¥22/日(サービス提供体制強化加算)が割増となります。
- * 要介護3以上の中重度要介護者を積極的に受け入れる体制を整備した場合、¥20/日(中重度者ケア体制加算)が割増となります。
- * 退院(所)日又は、認定日から起算して、3月以内: ¥110/日(短期集中個別リハビリ実施加算)割増となります。
- * 6月以内の場合には1月に1回以上、6月を超えた場合には、3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直している場合、割増となります。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(イ) 利用者の状況に応じたリハビリテーション計画を作成し、理学療法士等が説明した場合
 - 開始月から6月以内 ¥560/月
 - 開始月から6月超 ¥240/月
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 上記(イ)の要件に加え、リハビリテーション計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合
 - 開始月から6月以内 ¥593/月
 - 開始月から6月超 ¥273/月
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 上記(ロ)の要件に加え、多職種で栄養・口腔アセスメントを行い、リハビリテーション計画を作成した場合
 - 開始月から6月以内 ¥793/月
 - 開始月から6月超 ¥473/月
- ※ リハビリテーションマネジメント加算に係る医師の関与 上記(イ)～(ハ)の算定に当たり当施設医が説明及び同意を得た場合 ¥270/月
- * 低栄養にある方、又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が、看護職員、介護職員等と共同して「栄養ケア計画」を作成し、これに基づく適切なサービスを実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを行った場合、¥200/月2回(栄養改善加算)が割増となります。
- * 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しており、利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応します。利用者ごとの栄養状態等を厚生労働省に提出している場合、¥50/月(栄養アセスメント加算)が割増となります。
- * 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供している場合、¥20/回(口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ))が割増となります。また、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、¥5/回(口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ))が割増となります。
- * 口腔機能の低下している方又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士・看護職員等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを行った場合、¥150/月2回口腔機能向上加算(Ⅰ)が算定されます。(Ⅰ)の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合、リハビリテーションマネジメント算定状況により¥155または¥160/月2回口腔機能改善加算(Ⅱ)イ・ロのいずれかが割増となります。
- * 要介護3、要介護4又は5であって、医学的管理を実施した場合、上記料金に ¥100/日(重度療養管理加算)割増となります。
- * 前年のサービス提供が終了した方のうち通所介護等の社会参加に資する取組に移行した方が終了者の3%超える場合等、算定条件を満たすと、上記料金に ¥12/日(移行支援加算)割増となります。
- * 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション計画書を作成しリハビリテーションを実施した場合、(生活行為向上リハビリテーション実施加算)割増となります。
 - 開始月から6月以内 ¥1,250/月
- * 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合、¥40(科学的介護推進体制加算)割増となります。
- * 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所は、基本月額に各種加算を加え、介護職員等処遇改善加算(8.6%)を乗じた額が割増となります。
- * 送迎を希望されない場合には、片道 ¥47割引かれます。

